～ 職場内で掲示･回覧願います ～

令和8年11月 協会けんぽ青森支部からのお知らせ

「もしも」と「いつも」に安心を。 協会けんぽ

定期健診結果（事業者健診結果）をご提供ください！



協会けんぽでは、**労働安全衛生法に基づく定期健康診断（事業者健診）**を受けられた方について、健診結果データの提供をお願いしております。

※生活習慣病予防健診を受診された方は除きます。

提供するメリットって何?

- ✓ **健康サポート（特定保健指導）を無料で受けられる！**
- ✓ **健康保険料率の引き下げ**につながる！
  ※インセンティブ制度による
- ✓ **健康管理やより良い治療につながる！**

提出いただいた健診結果はマイナポータル上で受診者本人が閲覧可能です。また医療機関を受診した際、本人が同意すれば健診結果や服薬情報を医師と共有することが可能となり、より適切な診療や検査につなげることができます。

特定保健指導とは…

生活習慣病のリスクのある40～74歳までの方を対象に、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が健康づくりをサポートするものです。

インセンティブ制度とは…

加入者及び事業主の皆さまの健康づくり等に関する取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、各都道府県の「健康保険料率」に反映させるものです。

提供する方法は4パターン!

1. **提供依頼書を協会けんぽに提出する**
   ☑過去に提出している場合、再提出は不要！
   ☑健診機関を変更した場合、再度提出ください
2. **協会けんぽに健診結果を提供する旨を含んだ契約を健診機関と締結する**
3. **事業所でデータを作成して協会けんぽに提供する**
4. **健診結果票（紙媒体）を提出する**

よくあるご質問

Q. 個人情報である健診結果を協会けんぽに提出して問題はないの?

A. **事業者が健診結果の提供に関して責任を問われることはありません**ので、ご安心ください。



※「高齢者の医療の確保に関する法律 第27条」により、定められています。

健康サポートはWEB面談でも!

健診当日に健康サポート（特定保健指導）を受けられなかった方は、下記の方法でもご利用いただけます。



おすすめ

①お手持ちのパソコンやスマートフォンを利用してWEB面談

②保健指導者が事業所へ訪問
③協会けんぽ青森支部へ来所
④お近くの保健指導実施機関で実施

申込方法

健康サポートのご案内が事業所宛に届きましたら、FAX等でお申し込みください。

※青森支部では、ご加入者様の健康づくりの支援拡大をめざし、特定保健指導業務の一部を専門業者に外部委託しております。

令和8年度
被扶養者資格再確認をご提出ください!

提出期限:
12月11日(金)

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【送付時期】 **令和8年10月下旬から11月中旬**にかけて順次送付

令和8年度被扶養者資格の再確認について(協会けんぽHP)

※対象の被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

「医療費のお知らせ」一斉送付終了のお知らせ

協会けんぽによる事業所宛の「医療費のお知らせ」一斉送付は、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、**令和7年度（令和8年1月送付分）で終了いたしました。**

今後の取り扱いについて

- 今後は、ご自身のスマートフォンやパソコンから**「マイナポータル」をご利用いただき、医療費情報をご確認いただきますようお願いいたします。**
- 令和8年1月～12月診療分の医療費のお知らせについて、書面による送付を希望される場合は「医療費のお知らせ依頼書」にて、令和９年３月以降にご依頼ください。

≪マイナポータルで医療費情報を確認するメリット≫

スマートフォンやパソコンから、いつでも医療費情報を閲覧※できます。
また、確定申告（医療費控除）でe-Taxと連携すれば自動入力が可能です。

※受診した月の翌々月の11日以降に閲覧できます。なお、1月から12月までの1年間分の情報は、原則2月9日以降に閲覧できます。

医療費の確認はこちら（マイナポータル）

医療費控除を受ける方へ（国税庁HP）
※令和8年分は12月上旬に更新予定です。

≪紙の「医療費のお知らせ」を希望される場合≫

医療機関から協会けんぽに医療費のデータ（レセプト）が届き、医療費のお知らせに反映されるまで受診月から3か月程度かかります。
確定申告の期間内に間に合わない場合があるためご留意ください。

医療費のお知らせ依頼書（協会けんぽHP ）

76%の費用補助実施中

歯科健診を受けましょう!

申込期限:12月25日(金)

歯科健診事業について（協会けんぽ青森支部HP）

最後のご案内

協会けんぽ青森支部では、令和8年度 歯科健診事業を実施しています。
先着800名様限定のご案内で、毎年度大変ご好評いただいております。
申込方法等の詳細は協会けんぽ青森支部のホームページをご確認ください。



「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会青森支部

〒030-8552 青森市長島2-25-3
ニッセイ青森センタービル８階
☎ 017-721-2799(代表)
受付時間 8:30-17:15(土日祝・年末年始を除く)

協会けんぽ青森支部ホームページ

＼旬な情報を配信中／

LINE

メールマガジン